

文教福祉常任委員会 会議録

令和8年3月16日（月）午前8時55分～
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

文教福祉常任委員会

令和8年3月16日(月)午前8時55分～

議会委員会室

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 執行部あいさつ

4. 議事

- ① 議案第7号 小美玉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- ② 議案第8号 小美玉市子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の制定について
- ③ 議案第9号 小美玉市文化ホールのあり方検討委員会設置条例の制定について
- ④ 議案第13号 小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- ⑤ 議案第16号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ⑥ 議案第17号 小美玉市やすらぎの里小川条例の一部を改正する条例について
- ⑦ 議案第18号 小美玉市運動公園条例の一部を改正する条例について
- ⑧ 議案第21号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算(第9号)
- ⑨ 議案第22号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ⑩ 議案第23号 令和7年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)
- ⑪ 議案第26号 令和7年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第3号)

5. その他

6. 閉会

出席委員（7名）

2番	宮内勇二君（副委員長）	4番	内田和彦君
5番	山崎晴生君（委員長）	12番	石井旭君（議長）
13番	谷仲和雄君	17番	大槻良明君
18番	田村昌男君	19番	市村文男君

欠席委員（なし）



付託案件説明のため出席した者

市長	島田幸三君	教育長	羽鳥文雄君
保健衛生部長	長谷川勝彦君	福祉部長	佐々木浩君
教育部長	植田賢一君	教育委員会事務	狩谷秀一君
医療保険課長	石井博君	健康増進課長	小松与士宏君
社会福祉課長	長沼光子君	介護福祉課長	島田視一君
地域包括支援センター長	酒井美智子君	こども課長	櫻井正樹君
こども家庭センター長	尾形健君	教育指導課長	吉田桂子君
教育企画課長	田山智君	生涯学習課長	島田広幸君
スポーツ推進課長	関川克己君	文化芸術課長	坂本剛君



議会事務局職員出席者

書記 井坂 義久

午前 8時55分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（宮内勇二君） ただいまより文教福祉常任委員会を開催します。

委員長挨拶、山崎委員長お願いいたします。

○委員長（山崎晴生君） 皆様、おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

12月から文教福祉常任委員会の委員長をお預かりすることになりました山崎です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これから2年間、皆さんとともにしっかりと議論を深めていきたいと思っております。

まずは、先週開催されました予算特別委員会におきまして、委員の皆様には長時間にわたる慎重な審議と円滑な議事進行、運営にご協力いただきましたこと、心より感謝、御礼を申し上げます。

また、年度末をもって定年を迎えられる職員の皆様におかれましては、これまで長きにわたり本市の発展と市民福祉の向上のためにご尽力いただきましたこと、心から敬意と感謝を申し上げます。これまでの経験と知見は、本市にとって大きな財産であり、今後のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

さて、本委員会が所管する分野は、教育、子育て、福祉、医療など市民生活に最も身近であり、また、将来まちづくりにも大きく関わる重要な分野でございます。市民の安心と未来を支える施策について、委員としてしっかり議論を深めていくことが大切であると考えております。

本日議案が11件付託されております。限られた時間ではありますが、委員の皆様には活発なご審議をお願いするとともに、執行部の皆様におかれましても、分かりやすい説明と誠実なご答弁をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、委員会開催に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○副委員長（宮内勇二君） ありがとうございます。

執行部挨拶、島田市長、お願いします。

○市長（島田幸三君） 改めまして、おはようございます。

予算委員会に引き続き、大変ご苦勞さまでございます。

昨日ちょっと石岡のほうのホームセンターに、灯油がなくなったので、めったに私買いに行かないんですけども、いつも配達してもらっているから。買いに行ったところ、値段をぱっと見たとき、70円もするんだっけ、昔35円とかそこらだったかなと思ったんですけども、もっとよく見たら、170円と、灯油

が。ガソリンより高いなという感じで、ガソリンの値段も今200円近くしているようだけれども、本当に原油が物すごく今上がってしまっていて、1バレル100ドル超えたとかということで、本当に、私が中学生の頃ですか。オイルショックという、何人かを除いては知っていると思うんですけれども、家にいっぱいトイレトペーパーの買い置きがあったような記憶があり、そういうオイルショックにつながらないように、国のほうも、当事者国のほうもつながらないようにお願いしたいかなと、そういうふうに思います。特に日本は、中東にエネルギーを80%以上依存しているということで、今回大きな見直しというか、もうちょっと分散してエネルギーを輸入するという形が、国のほうのレベルでは課題なのかなとそういうふうに思います。

原油ばかりではなくて、液化燃料ガスですか。今の火力発電所の燃料がほぼ石炭に恐らく液化燃料ガスを加えていると思うんですけれども、今度は電気代。今回の補正でも電気料補正で上げました。ますます電気代が上がってくるのかな、そっちのほうも危惧しております。そういう意味では、早くこの中東の紛争が収まってくれればなと、そういうふうに思っています。

そういう中で、文教福祉常任委員会です。先ほど委員長からございましたとおり、11件の案件がございます。慎重なるご審議のほどをお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副委員長（宮内勇二君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。議事進行は委員長お願いします。

○委員長（山崎晴生君） よろしくお願いをいたします。

議事に入る前に、本日、福島議員、鬼田議員が傍聴いたします。

それでは、ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は、常任委員会の改選後の初の委員会となりますので、自己紹介のほうをよろしくお願いを申し上げます。



執行部あいさつ

委員あいさつ

○委員長（山崎晴生君） それでは、本日の議題は、3月5日に付託された議案審査付託表のとおりであります。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されていますので、ご準備よろしいでしょうか。

当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は一問一答式とし、1人の方が全て終了するため質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますようよろしくお願いをいた

します。

また、執行部においても、マスクを外し明快な答弁をお願いいたします。なお、執行部が即時に答弁し難い質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することといたします。各委員におかれましては、よろしくご協力をくださいますようお願いいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、これから付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第7号 小美玉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） それでは、議案第7号、こども課所管でございます。小美玉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、特定乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、当該事業の運営に関する基準を定めるため、この案を提出するものでございます。

制度の概要でございますが、（通称）こども誰でも通園制度と言われるものでありまして、6か月から3歳未満の未就園児を対象に、子ども1人当たり月10時間を上限として、保護者の就労要件等を問わず、保育園や認定こども園を利用できる制度となります。

条例の内容につきましては、抜粋して説明させていただきます。

1 ページをご覧ください

第1章は総則としまして、条例の趣旨、一般原則を定めております。

続きまして、2 ページをご覧ください。

第2章は特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準としまして、第1節に利用定員に関する基準を定めております。

第2節では運営に関する基準としまして、保育施設や地域との連携、緊急時の対応、運営規定、人権擁護及び虐待の禁止等を定めております。

続きまして、13ページをご覧ください。

第3章では雑則としまして、記録や交付または提出する書面について電子データを使用することも可能とすることを定めております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山崎晴生君） ありがとうございます。

以上で説明終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） おはようございます。着座にて失礼いたします。

この特定乳児等通園支援事業、（通称）こども誰でも通園制度につきまして、これは小美玉市のホームページとかの媒体をちょっとこう比較して、一時預かり保育と、こども誰でも通園制度との明確な違いですとか、その周知のほうがちよっと見た感じ分かりづらいかなと思いますので、その点どのようにお考えになっているか、まず1点お聞かせください。

○委員長（山崎晴生君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） ただいまの谷仲委員の質問にお答えいたします。

まず、従来からあります制度、一時預かり事業でございますが、こちらはあくまでも保護者の個人的な用事ですとか、通院等、保護者の都合で子どもさんを預ける必要がある場合に預けていただく制度となっております。

これから始まります特定乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度でございますが、こちらにつきましては、継続利用に基づいて、お子様の自家保育では気づかない発達の具合ですとか、それに伴う早期支援の必要性等を見分けるものとなっております。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） その点の明確な違いのところをぜひ周知のほう、もし、すると分かりやすいのかなと思います。

続きまして、第3期の子ども・子育て支援事業計画に基づくからだと思いますが、このこども誰でも通園制度、これ、市内保育所等における実施予定の状況の把握、所管のほうで把握されているかどうか、その点だけ確認をいたします。

○委員長（山崎晴生君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） ただいまの谷仲委員のご質問、市内の保育施設の状況でございますが、現在、法人として2法人が実施予定となっております。ただ、ちょっと細かい制度の概要が、例えば利用料につきましては、先週の金曜日、13日に国から示されたばかりのところでございますが、法人としては2法人実施予定なんですが、保育施設数については法人のほうでも考えているところでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 続きまして、例えば申込みとかお問合せ、これはこども課さんのほうになるか、それとも、各実施する場合の保育施設になるか、この確認をしたいと思います。

○委員長（山崎晴生君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） ただいまの谷仲委員の申込みの方法についてですが、これは各保育施設になります。

以上です。

○13番（谷仲和雄君） 以上です。

○委員長（山崎晴生君） そのほかございますか。

内田委員。

○4番（内田和彦君） おはようございます。

この施設の利用定員ですとか、現時点でどの程度の規模を想定しているかと、あと、条例で制定する一定の実施見通しなどが考えられると思うんですが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（山崎晴生君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） ただいまの内田委員のご質問、定員等についてですが、今回この条例の中で実施する事業所が定員を定めることとなっております。この特定乳児等通園支援事業については、余裕活用型といいまして、余裕のある教室で実施するものと、新たに教室、部屋を用意して実施する2タイプがございます。その中で、各園でどちらの部屋をどのように使うかで定員のほうは決まってくるということになります。

この制度につきましては、令和8年4月から全国的に始まるものでございますが、ある一定の期間、ずっとこの先は続いていくものと考えております。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 内田委員。

○4番（内田和彦君） ありがとうございます。

○委員長（山崎晴生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号 小美玉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第8号 小美玉市子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の制定について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） 教育企画課、田山です。よろしく申し上げます。

議案第8号 小美玉市子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、令和8年開設予定の小美玉市子ども第三の居場所の設置及び管理に関して必要な事項を定めるため、この案を提出するものです。

2月24日の全員協議会において、子ども第三の居場所の施設概要について説明させていただいた施設の設置及び管理に関する条例となります。

条例は、全9条で構成されております。

第1条は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく趣旨を記載しております。

第2条は、不登校や養育環境など様々な困難を抱える子どもが、安心して過ごすことのできる場を提供し、将来の自立に必要な力を身につけられるよう支援する居場所の設置について定めております。

第3条は、名称及び位置について記載しております。

第4条において、第2条の設置目的を達成するため、第三の居場所で行う事業について第1号から第7号まで定めております。

第5条は施設の開所時間について、平日午前9時から午後7時までとしております。

第6条は休所日について、第1号から第4号まで定めてございます。

第7条は使用料について、第4条の1号から6号に掲げる事業を行う場合、無料としております。

第8条は、損害賠償の義務について規定しております。

第9条は、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

附則として、施行期日を令和8年4月1日とするものとなっております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（山崎晴生君） ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

内田委員。

○4番（内田和彦君） 本事業は、国の制度として創設されていると思うんですけども、本市としてのどの程度の利用人数を見込み、どのような体制で実施するのかお伺いします。

○委員長（山崎晴生君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） 国の制度だけではなく、本市独自の制度として考えている事業となります。

利用ですが、子ども第三の居場所の中に、まず4月より教育支援センターを設置するということと、以前説明した社会福祉課等で所管する経済困窮世帯への学習支援等の利用を想定しておりまして、登録制度を活用しまして、20名上の登録者を見込んでおります。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 内田委員。

○4番（内田和彦君） ありがとうございます。

2つ目で、第三の居場所について、学習支援ですとか、家庭支援、相談機能など多岐にわたりますが、どのような専門職を配置して、どのような体制で行うのかということをお伺いします。

○委員長（山崎晴生君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） 運営につきましては、市内のフリースクール等で業務委託をしております
NPO法人への業務委託を予定しております。

○委員長（山崎晴生君） 内田委員。

○4番（内田和彦君） ありがとうございます。

○委員長（山崎晴生君） そのほかございますか。

谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） こちら、第2条の設置目的を達成するために、1から7に掲げる事業がございます。これは大きく分けると、学習支援ですとか、健全育成の向上という部分と、あともう一つが虐待防止、あと子ども及びその保護者の相談、支援に関わる情報の提供、関係機関との連携及び調整、この2つに区分できると思うんですが、また、先ほどの答弁も踏まえまして、それで、ちょっと1点確認します。この子ども第三の居場所は、パステルおみたまの機能というのも持つところと認識をしております。そこで、この子ども第三の居場所について、小美玉市適応指導教室設置規則に基づく運営という形となるか、また、そこに配置される方、小美玉市教育相談員設置規則の第2条に規定する教育相談員となるか、この点を確認したいと思います。

○委員長（山崎晴生君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） ただいまの谷仲委員のご質問にお答えいたします。

今回の条例制定に関しまして、関連する例規の改正を3月の教育委員会定例会に諮る予定となっております。この中で、適応指導教室の名称や場所、また、支援に当たる相談員の業務につきましても、今後業務委託なども想定をいたしまして、所要の改正を行う予定で考えております。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） よろしく願いいたします。

次に、2点目です。

この第三の居場所、四季文化館みの〜れに隣接をしております。この第2条の設置にあるように、不登校や養育環境等に課題を抱える子どもさんたちが安心して過ごすことのできる場を提供というところを考慮した場合、例えば多くの人がいるところが苦手とかという、そういうとき、そういうところの人との動線等、この動線等における配慮というところが必要なケースも想定されてくるかと思うんですが、その点についてちょっとどのようにお考えかお聞きいたします。

○委員長（山崎晴生君） 狩谷教育委員会理事。

○教育委員会理事（狩谷秀一君） 委員がおっしゃるように、ここの利用者、様々な不登校児童生徒であったり、様々な課題を抱えた児童生徒の利用が想定されております。プライバシー保護の観点から、施設内につきましては外部から見えないように配慮してあります。動線につきましては、4月からの運用で実態を把握させていただきまして、一人一人の児童生徒に対応した、処置等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 以上です。

○委員長（山崎晴生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 小美玉市子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の制定について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第9号 小美玉市文化ホールのあり方検討委員会設置条例の制定について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

坂本文化芸術課長。

○文化芸術課長（坂本 剛君） それでは、議案第9号 小美玉市文化ホールのあり方検討委員会設置条例についてご説明させていただきます。

初めに、提案の理由であります。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、附属機関として小美玉市文化ホールのあり方検討委員会を設置するため条例を制定し、議会の議決を求めるものでございます。

次に、条例の内容ですが、条文をご覧ください。

まず、第1条の設置についてでございますが、本市の文化ホール3館はいずれのホールも20年を経過しており、経過年数に応じて設備の更新が必要となりますが、事業費が多額となることから、財源確保が大きな課題となっております。このことを踏まえ、将来を見据えた望ましい文化ホールのあり方を検討するため設置することとしております。

次に、第2条の所掌事項ですが、委員会は市長諮問に応じ、市内の文化ホールのあり方検討に関すること及びその他必要な事項に関する調査、審議し、その結果を市長に答申するものとしております。

第3条では、組織の構成としております。委員会は15人以内で組織、委員の内訳では学識経験者、各団体が推薦する者、市議会議員、その他市長が必要と認める者で構成する組織としております。

第4条の委員長及び副委員長から第5条の委員の任期、第6条、会議、第7条、庶務、第8条、委任までは、委員会の運営を定義した条文になっております。

最後に、施行期日ですが、令和8年4月1日からになります。

また、関連条例の小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により、小美玉市文化ホールのあり方検討委員会委員の報酬額を日額5,000円とし、ただし書として、高度な専門知識を有する者にあつては1万5,000円とするものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（山崎晴生君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手にてこれを許します。

○13番（谷仲和雄君） よろしくお願ひいたします。

この提案理由の部分と設置目的、この2つの条例案に書いてある文言の中で、そこの2つからは、先ほど説明にあった今後の維持更新費用に係る財政負担の部分と、文化芸術基本法の基本理念、そこの部分がちょっと読み取れないと思っております。これは設置目的を明確に記したほうがいいのではないかと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○委員長（山崎晴生君） 坂本文化芸術課長。

○文化芸術課長（坂本 剛君） ただいまの谷仲委員のご質問にお答えいたします。

今後の維持更新費用に係る財政負担と文化芸術基本法の理念を設置目的に明確に記すべきではとのことでございますけれども、第1条の設置目的は、将来を見据えた望ましい文化ホールのあり方を検討すると明記しております。その趣旨には、今後の維持更新費用に係る財政負担と文化芸術基本法の基本理念を含んでおり、このことを踏まえ検討してまいりますので、ご理解を申し上げて答弁いたします。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号 小美玉市文化ホールのあり方検討委員会設置条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号 小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例ついてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） それでは、議案第13号 小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、妊産婦医療福祉費におきまして、現行では県の制度に準じて所得制限を規定しておりますが、市内在住の全ての妊産婦に対し、所得区分にかかわらず同等の医療費一部助成を実施するため、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の1ページ上段をご覧ください。

まず、第2条第6号でございます。

小児医療福祉費につきましては、支給制限の特例を規定することにより、実質的に所得及び年齢制限を撤廃しておりましたが、このたびの妊産婦医療福祉費に係る所得制限の撤廃に併せまして、小児医療福祉費におきましても所得制限及び特定に関する条項を削除するものでございます。

次に、第4条第1項でございます。

新旧対照表の2ページ上段をご覧ください。

条文中、中学生及び高校生相当の医療福祉費につきまして、入院に係る医療費の助成に限定している箇所につきましては、第6条の特例により実質的に年齢要件を撤廃し、外来に係る医療費の助成を実施しているため、年齢制限に関する条項を削除するものでございます。

次に、第5条第1項でございます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

第1号の妊産婦医療福祉費の所得制限及び第2号の小児医療福祉費の所得制限につきましては、いずれも所得区分にかかわらず、同等の医療費助成を実施するため、所得制限に関する条項を削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表の4ページをご覧ください。

第3号及び第4号、また、5ページの第2項につきましては、県が制定しております医療福祉費支給に関する条例準則の改正に伴いまして、同様の内容に改めるものでございます。

最後に、第6条でございます。

新旧対照表の6ページをご覧ください。

先ほどご説明いたしました第4条第1項及び第5条第1項第2号に規定する小児医療福祉費の支給制限の撤廃に伴いまして、支給制限の特例に関する条項を削除するものでございます。

議案第13号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（山崎晴生君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第13号 小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 教育指導課です。よろしくお願ひいたします。

議案第16号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

提案理由ですが、学校三師の報酬額を増額することによって他市町村との均衡を図り、学校三師の業務の充実及び強化並びに人材の確保に資するため、この案を提出するものでございます。

まず、改定の背景から申し上げますが、学校三師であります学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬額は、本市においては平成28年度に薬剤師のみ増額して以来、改定を行っておらず、現在は三師全てにおいて県内平均額より低くなっている現状がございます。

そのような中で、昨年度、県薬剤師会より本市ほか複数の自治体に対し、報酬増額の依頼文書が送られました。これをきっかけの一つといたしまして、本年度、薬剤師を含めた学校三師の報酬見直しを行い、本定例会において令和8年度予算を増額後の額でお諮りできる見通しとなりましたことから、併せて、条例で定める報酬額について改正をお諮りするものでございます。

なお、本市は、玉里地区の学校医が石岡市医師会に、学校薬剤師は全域が石岡市薬剤師会に属していることから、改定は本市と石岡市が足並みをそろえて行う方針であり、石岡市においても同様の改正案を3月市議会へ提出予定と聞き及んでおります。

改正の概要につきましては、新旧対照表に沿って説明をいたします。

学校三師報酬につきましては、全体の底上げを図るため、基本額をそれぞれ増額することとし、学校医、学校歯科医は1人1校当たり10万円から15万円へ、学校薬剤師は学校規模により7万円を上限としていたところ、一律10万円とする予定でございます。

また、幼稚園医、幼稚園歯科医ですが、基本額を4万5,000円から6万円へ増額するとともに、加算額も1人100円を200円に増額いたします。これは、園児1人当たりの業務内容が学校の児童生徒と大きな差がないことを考慮したものでございます。

また、幼稚園薬剤師は上限7万円としていましたところ、一律6万円といたします。これは、現在の支払い実績が2園とも5万5,000円であることと、幼稚園医、幼稚園歯科医とのバランスを取った額として設定してございます。

以上、説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（山崎晴生君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手にてこれを許します。

内田委員。

○4番（内田和彦君） 学校三師の報酬増額ですけれども、人材の確保に資するとのことですが、現在の配置実態としての同一の医師、歯科医師、薬剤師が複数の学校や園で継続して担っている状況がある

かということと、あと、処遇改善による新たな担い手確保につながる見込みがあるのかということをお伺いします。

○委員長（山崎晴生君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） まず現在の配置数でございますけれども、学校医ですが、11校に対しまして9名を委嘱しておりますが、委嘱数としては14枠ということで、5名が兼務となっております。また、学校歯科医につきましては16枠でございますけれども、7名の方に実際頼んでいるところです。また、学校歯科医につきましては、11校それぞれ1人ずつということで11枠ですが、実際に勤務している薬剤師の方は6名になります。

また、今後の確保につきましては、実際従事されている方々が高齢化というところもありまして、苦慮しているところはございますけれども、それぞれ三師のご協力をいただきながら、もし交代という場合には、それぞれ医師会、薬剤師会、歯科医師会との協議の下で、後任の方につきましては調整をさせていただくということで考えております。

以上です。

○4番（内田和彦君） ありがとうございます。

○委員長（山崎晴生君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第16号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 小美玉市やすらぎの里小川条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。

島田生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田広幸君） 生涯学習課の島田です。よろしくお願いたします。

議案第17号 小美玉市やすらぎの里小川条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、やすらぎの里小川の運営審議を統一化するため、この案を提出するものでございます。

これまで、やすらぎの里小川の運営については、やすらぎの里小川運営委員会を設置し、運営審議を行っており、本市の生涯学習事業の運営審議の場は公民館運営審議会とやすらぎの里小川運営委員会の2か所になってございます。

今後は事業の迅速な課題対応等を行うためにも、本市の生涯学習全体について審議を行う場の統一化が必要と考えます。そのため、やすらぎの里小川運営委員会を解消し、公民館運営審議会に統一した新たな形で審議を行っていくため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

現行の運営委員会を削除し、改正案では、運営審議会は置きますが、2項、審議会は小美玉市公民館条例第11条に規定する公民館運営審議会をもって充てるという形で条文の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山崎晴生君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手にてこれを許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第17号 小美玉市やすらぎの里小川条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 小美玉市運動公園条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川克己君） 議案第18号 小美玉市運動公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、新たな広場の整備及び体育館に空調設備が設置されたことに伴い、所要の

改正をおこなうため、この案を提案するものです。

新旧対照表の1枚目をご覧ください。

左側、改正案、名称及び位置、第2条、運動公園の名称及び位置につきまして、令和8年4月に供用開始予定の小美玉市小川運動公園たちばな広場を追加するものでございます。

次に、その下、別表、第4条関係、その2に小川運動公園たちばな広場使用料を追加し、次のページをお願いいたします。体育館の使用料は1時間310円、適用欄には空調設備の使用料の規定としまして、空調設備を利用する場合は教育委員会規則で定める実費相当額を加算するを追加するものです。

その下、たちばな広場の使用料につきましては無料となります。

なお、たちばな広場、体育館の空調設備の利用料につきましては、小美玉市運動公園条例施行規則において、全面1時間当たり300円とすとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（山崎晴生君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号 小美玉市運動公園条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田視一君） それでは、議案第21号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）のうち、文教福祉常任委員会所管分につきまして順次担当課より説明いたします。

なお、一番右の説明欄を中心に説明させていただきますので、款項目等の読み上げは省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、まず12ページをお開きください。

歳入の補正予算につきまして、介護福祉課より説明いたします。

中段の14款の分担金及び負担金の説明欄、老人保護措置費負担金につきましては55万円の減額補正でございます。理由としましては、措置入所者が1名減となったことに伴い、入所者からの徴収額の年間額が55万円減額となったためでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 島田生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田広幸君） 続きまして、生涯学習課です。

15款使用料及び手数料、1項使用料、説明欄、上から5段目、やすらぎの里使用料については、前年度の実績等を踏まえ7万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川克己君） その下になります。希望ヶ丘公園施設使用料及び小中学校体育館使用料は、いずれも実績見込みによる減額となります。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田視一君） 次に、13ページをご覧ください。

低所得者保険料軽減負担金につきましては63万8,000円の減額でございます。理由としましては、介護保険料は所得に応じて第1段階から第13段階へ区分されておりますが、第1段階から第3段階までの低所得者層につきましては軽減措置が設けられております。その軽減額合計のうち2分の1は国が負担し、市の一般会計の収入となりますが、国の交付額の決定により減額補正するものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、すぐその下になります。

説明欄、障害者自立支援給付費負担金について1,535万8,000円の補正減、その下、障害者医療費負担金について2,126万2,000円の補正減、その下、特別障害者手当等負担金について73万1,000円の補正減、その下になります、障害児入所給付費等負担金について3,188万5,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも負担金申請額の変更によるものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） 続きまして、説明欄、その下で児童手当負担金がございますが、2,382万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、児童手当支出見込額減による国庫負担金の減でございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 続きまして、こども家庭センター所管になります。

同じく説明欄、児童福祉施設入所措置費国庫負担金488万9,000円の減額補正をお願いするものです。内容でございますが、歳出の助産施設利用扶助費及び母子生活支援施設利用扶助費の執行見込みによる国庫負担金の減額となります。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、5節 国民健康保険事業費負担金の説明欄、保険基盤安定負担金について77万円の補正減、未就学児均等割保険税負担金について9万5,000円の補正減、産前産後保険税負担金について30万3,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも国庫負担金の確定によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、その下の段の中盤になります国庫補助金の2目民生費国庫補助金に移ります。説明欄、地域生活支援事業費等補助金について1,633万3,000円の補正減をお願いするものでございます。国庫補助金内示額に基づく減額でございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） 続きまして、その下、2節児童福祉費補助金、説明欄、高等職業訓練促進事業費補助金でございますが、145万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、高等職業訓練促進費等扶助費の支出見込み減による補助金の減でございます。

続きまして、その下、説明欄、子ども・子育て支援交付金でございますが、332万円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、子ども・子育て支援交付金各種事業の支出見込額の増減に伴う国庫補助金の減でございます。各事業の内容につきましては、歳出で詳しくご説明させていただきます。

続きまして、その下、説明欄、保育対策総合支援事業費補助金でございますが、561万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、保育所等業務効率化推進事業費の支出見込額の減に伴う国庫補助金の減でございます。

続きまして、その下、説明欄、子どものための教育・保育給付交付金でございますが、4,945万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、民間保育所入所児童委託料及び認定こども園施設型給付費に係る公定価格の改定による国庫補助金の増でございます。

続きまして、その下、説明欄、子育てのための施設等利用給付費交付金でございますが、126万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、認可外保育施設及び一時預かり事業等

の支出見込額の減に伴う国庫補助金の減でございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

説明欄、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金でございますが、1,455万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、令和7年度の支出額を確定させ、令和8年度当初予算で再計上するものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松与士宏君） その下、健康増進課所管の歳入でございます。

3目衛生費国庫補助金、説明欄の1番目、感染症予防事業等補助金につきまして10万4,000円の補正増をお願いするものです。事業実績見込みによる国庫補助金の増額分となります。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 同じく説明欄、出産・子育て応援交付金810万円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、歳出の出産・子育て応援事業の執行見込みによる国庫補助金の減額となります。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松与士宏君） その下、同じく説明欄の4番目、健康増進課所管でございます。次世代育成支援対策施設整備交付金につきまして、小川保健相談センター改修工事の取りやめに伴い、389万7,000円の補正減をお願いするものです。理由につきましては、歳出予算の中で説明させていただきます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、同じ表の8目教育費国庫補助金におきまして、校内フリースクール設置促進事業費補助金5万2,000円の増額は、国の補助額配分における追加内定額の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、2節小学校費補助金のうち、特別支援教育就学奨励費補助金5万円の増額、へき地児童生徒援助費等補助金142万5,000円の減額は、それぞれ交付対象額の見込額に応じ補正をお願いするものでございます。

続きまして、医療施設運営費等補助金12万9,000円の増額は、9月議会にて歳出補正を行いました歯科疾患予防事業に対しまして国庫補助金の交付内定を受けたため、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3節中学校費補助金において、要保護児童生徒援助費補助金3万7,000円の減額、特別支援教育就学奨励費補助金21万8,000円の減額は、いずれも交付対象額の見込額の減に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 島田生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田広幸君） 続きまして、その下、5節社会教育費補助金、国宝・重要文化財等保存整備費補助金については、交付決定額に伴う39万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の説明欄、国民年金事務費委託金でございますが、県都市国民年金協議会負担金が徴収を要しないこととなりましたため、1万円の補正減をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、一番下、2節障害者福祉費委託金、説明欄、特別児童扶養手当事務委託金について1万1,000円の補正増をお願いするものでございます。国庫委託金の変更申請による増額でございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田視一君） 次のページの15ページをご覧ください。

一番上になります。低所得者保険料軽減負担金につきまして31万9,000円の減額でございます。先ほど私のほうでご説明いたしました介護保険料の軽減措置でございますが、県は、軽減額の合計額の4分の1を負担することとなっております。こちらにつきましても、県の交付額の確定により減額補正するものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、すぐ下になります。説明欄、障害者自立支援給付費負担金について1,059万4,000円の補正増、その下、障害児通所給付費等負担金について1,305万6,000円の補正増、その下、障害者医療費負担金について1,063万1,000円の補正減をお願いするものでございます。いずれも県負担金申請額の変更によるものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） その下、4節児童福祉費負担金でございますが、まず説明欄、児童手当負担金でございますが、176万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、児童手当支出見込額減による県負担金の減でございます。

○委員長（山崎晴生君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） その下になります。児童福祉施設入所措置費県負担金244万5,000円の減額補正をお願いするものです。内容でございますが、歳出の助産施設利用扶助費及び母子生活支援施設利用扶助費の執行見込みによる県負担金の減額となります。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） 続きまして、その下、子どものための教育・保育給付費負担金でございますが、1,929万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、民間保育所入所児童委託料及び認定こども園施設型給付費に係る公定価格の改定による県負担金の増でございます。

続きまして、その下、子育てのための施設等利用給付費負担金でございますが、63万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、認可外保育施設及び一時預かり事業等の支出見込額の減に伴う県負担金の減額でございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、6節国民健康保険事業費負担金の説明欄、保険基盤安定負担金について1,603万9,000円の補正減、未就学児均等割保険税負担金について4万7,000円の補正減、産前産後保険税負担金について15万1,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも県負担金の確定によるものでございます。

続きまして、7節後期高齢者医療保険事業費負担金の説明欄、保険基盤安定負担金でございますが、県負担金の確定により106万円の補正増をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田視一君） 続きまして、その下の枠になりまして、17款県支出金で、上から3段目になります。説明欄、老人クラブ活動等事業補助金につきましては15万6,000円の減額でございます。内容としましては、老人クラブに対し茨城県高齢福祉対策費補助金として交付されるものでございますが、老人クラブの申請額の実績に伴い減額補正するものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、その下、3節障害者福祉費補助金、説明欄、地域生活支援事業費等補助金について816万2,000円の補正減、その下、在宅障害児福祉手当支給費補助金について9万4,000円の補正減、その下、軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金について10万円の補正減をお願いするものでございます。いずれも補助金額の内示によるものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、4節医療福祉費補助金の説明欄、医療費補助金について2,262万4,000円の補正減、事務費補助金について84万2,000円の補正減をお願いするものでございます。いずれも県補助金の確定によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） 続きまして、その下、5節児童福祉費補助金でございますが、説明欄、子どものための教育・保育給付費補助金でございますが、87万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、民間保育所入所児童委託料及び認定こども園施設型給付費に係る公定価格の改定による県補助金の増額でございます。

続きまして、その下、説明欄、子ども・子育て支援交付金でございますが、334万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、子ども・子育て支援交付金各種事業の支出見込額の増減に伴う県補助金の減でございます。各事業の内容につきましては、歳出で詳しく説明させていただきます。

続きまして、その下、低所得の子育て世帯応援特別給付金事業補助金でございますが、190万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、令和7年度の支出額を確定させ、令和8年度当初予算で再計上するものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松与士宏君） その下、健康増進課所管となります。3目衛生費、県補助金、説明欄、健康増進事業費補助金につきまして11万1,000円の補正減をお願いするものです。事業実績見込みによる県補助金の減額補正となります。

続きまして、16ページをご覧ください。

説明欄、がん予防・検診促進事業費補助金につきまして6万3,000円の補正増をお願いするものです。事業実績見込みによる県補助金の増額分となります。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、同じ表の6目教育費 県補助金のうち、部活動指導員配置事業補助金57万7,000円の減額は、交付対象の執行見込額の減に伴い減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 島田生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田広幸君） 続きまして、その下の2節社会教育費補助金、地域で支える家庭の教育力向上事業費補助金について2万円の補正増、その下、地域の教育支援体制等構築事業費補助金について

9,000円の補正増をお願いするものでございます。交付決定額に伴う補正増のためでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川克己君） 下の段の説明欄、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金56万1,000円の減額につきましては、部活動地域展開の実証事業における実績見込みによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松与士宏君） 続きまして、17ページをご覧ください。

健康増進課所管になります。2段目の欄、3目衛生費寄附金、説明欄の2番目、健康増進に対する指定寄附金について31万円の補正増をお願いするものです。明治安田生命保険相互会社つくば支社様より、地域の元気プロジェクトの一環として、小美玉市にゆかりのある従業員の皆様からの募金と会社からの寄附金を合わせた私の地元応援募金を寄附していただきました。寄附金は成人保健事業の財源として充当いたします。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） 続きまして、その下、1節民生費寄附金、説明欄、子育てに対する指定寄附金でございますが、50万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、市民の方より子育て支援に活用してほしいとの寄附の申出があったものとなります。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、20款繰入金のうち、教育活動支援基金繰入金89万円の減額は、繰入れ対象である自然教室の事業額確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、その3つ下、情報教育支援基金繰入金1,408万3,000円の減額ですが、防衛省との協議による本年度の基金処分数に基づき、減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 坂本文化芸術課長。

○文化芸術課長（坂本 剛君） その下になりますけれども、文化施設等維持管理運営等事業基金繰入金564万9,000円の増額は、小川文化センター施設維持管理費の歳出で維持管理費に充てるため、支出見込みにより繰入金を増額するものです。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、18ページをご覧ください。

一番上になります。説明欄、災害援護資金貸付金元利収入について140万円の補正減をお願いするもの

でございます。歳入見込み減によるものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入の説明欄、後期高齢者健康診査受託事業収入でございますが、健康診査等受診者数の増により90万円の補正増をお願いするものでございます。

その下でございます。説明欄、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施受託事業収入でございますが、人件費交付基準額の改定により192万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松与士宏君） その下、3段目の健康増進課所管となります。

3目納付金、説明欄の一番目、健康診査納付金につきまして18万円の補正減をお願いするものです。がん検診等の実績見込みによる個人負担金の減額分となります。

以上となります。

○委員長（山崎晴生君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川克己君） その下になります。各種スポーツ大会納付金40万円の減額につきましては、市制施行20周年記念のサイクリング大会の参加費について、事務手続の簡素化のため、参加費を市ではなく、委託業者が直接参加者から徴収することとしたため減額するものでございます。

次に、各種スポーツ教室納付金24万円の減額につきましては、親子スキー教室参加費の実績見込みによるものです。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 島田生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田広幸君） 続きまして、その下のやすらぎの里事業納付金については、市民講座等の開講状況に伴う執行見込みとして19万8,000円の補正減をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、5目雑入、1節医療福祉費返納金の説明欄、第三者行為返納金について3万5,000円の補正増、その他返納金について1万9,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも医療福祉費で支出した分の返還によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 島田生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田広幸君） 次の3節雑入の上から7段目、興行チケット販売料については、コスモスプロジェクト事業の決算に組み入れるため、5万円の補正減をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、その下になります説明欄、生活保護費国庫負担金について、9,798万7,000円の円補正増。

大変失礼いたしました。説明欄、生活保護費返還金について704万4,000円の補正増をお願いするものでございます。年金受給開始時の遡及支給分等が発生し、増額となったためでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、説明欄の2つ下、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金でございしますが、令和6年度負担金の確定に係る納入超過分の返還により2,073万8,000円の補正増をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松与士宏君） 続きまして、19ページをご覧ください。

健康増進課所管でございます。

説明欄の上から5番目、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金につきまして、2万4,000円の補正増をお願いするものです。令和6年度の事業費確定に伴う助成金の追加交付分でございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、説明欄の最下段、その他でございますが、診療報酬明細書の開示に係るコピー代及び郵送料の請求者負担として1,000円の補正増をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、すぐ下になります1節過年度収入、説明欄、生活保護費国庫負担金について9,798万7,000円の補正増。その下、障害者自立支援給付費国庫負担金について749万1,000円の補正増。その下、障害児入所給付費等国庫負担金について1,856万9,000円の補正増をお願いするものでございます。令和6年度国庫負担金の精算に伴う追加交付金でございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） ここで暫時休憩といたします。

再開を10時25分といたします。

午前10時10分 休憩

午前10時25分 再開

○委員長（山崎晴生君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より説明を求めます。

長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） それでは、歳出の説明に進みます。

35ページをお願いいたします。

社会福祉課所管になります。

中段、説明欄3、社会福祉事務費について53万円の補正減をお願いするものでございます。主な内容として、1節報酬、地域福祉計画策定委員報酬と、12節委託料、人権講演会業務委託料の減額でございます。

続きまして、その下、説明欄5、遺族関係経費について44万3,000円の補正減をお願いするものでございます。内容として、戦没者追悼式の事業費が確定したことによる10節需用費、11節役員費、12節委託料、遺族会の執行見込み減による18節負担金、補助及び交付金の減額でございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、説明欄6の国民健康保険特別会計繰出金につきまして5,760万1,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、国民健康保険特別会計繰出金について、職員給与費の執行見込み、及びその他一般会計繰出金が不要となる見込みにより3,560万3,000円の減額、保険基盤安定繰出金について、負担金の確定により2,241万3,000円の減額、未就学児均等割保険税繰出金について、負担金の確定により19万1,000円の減額、産前産後保険税繰出金について、負担金の確定により60万6,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、36ページ2段目になります。

説明欄7、災害支援事業として140万円の補正減をお願いするものでございます。内容として、災害援護資金の貸付返済金減少によるものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田視一君） 同じページの間より少し下になります。

2目高齢福祉費の説明欄2、老人福祉事務費につきまして43万4,000円の減額補正でございます。理由でございますが、10節の需用費につきましては、公用車のガソリン代不用額を4,000円減額するものでござ

ございます。18節の負担金、補助及び交付金は、市単位老人クラブ補助金申請額の実績に伴い43万円を減額するものでございます。

次に、その下になります。説明欄3の老人福祉施設入所措置事業につきましては221万7,000円の減額でございます。理由は、入所者数が1名減となったことによるものでございます。

次に、その下になります。4の敬老会事業につきましては363万6,000円の減額補正でございます。7節の報償費につきましては、次のページの37ページに移りまして、敬老会長寿祝い等記念品の支給実績により、不用額を126万7,000円減額するものでございます。次の18節の負担金、補助及び交付金につきましては、敬老会補助金の交付申請額の減により、単位敬老会実施団体助成金160万4,000円減額するものでございます。

次に、その下の6の元気わくわく支援事業は51万2,000円の減額補正でございます。内容としましては、独り暮らし高齢者の安否確認として行っておりますヤクルトの配布について実績に基づき減額するものでございます。

次に、その下の8、生活支援事業は102万4,000円の増額補正でございます。7の報償費につきましては、本年度は福祉有償運送等運営協議会委員会を開催すべき事案は生じなかったため減額するものでございます。12の委託料でございますが、外出支援サービス事業委託料につきましては、70歳以上の高齢者または60歳以上で一定の障がいがある方に対してタクシー券を交付するものでございますが、利用者の実績に基づき155万1,000円を増額するものでございます。次に、緊急通報スポット保守点検委託料につきましては、当初予定の点検台数より実績台数が少なく済んだことにより29万7,000円を減額するものでございます。

次に、その下の12、介護保険特別会計繰出金でございますが、1,347万8,000円の減額補正となります。主な内容としましては6つほどございます。1つ目が低所得者保険料の軽減負担金、2つ目が介護保険事務に要する職員給与費、3つ目が包括支援センターに要する職員給与費、4つ目が一般管理費、5つ目が介護給付費の市負担金、6つ目として地域支援事業の市負担金、以上が含まれており、合計で1,347万8,000円の減額となります。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、その下になります説明欄1、障害福祉事務費について896万5,000円の補正増をお願いするものです。主な内容といたしましては、8節旅費、12節委託料、障害計画策定委託料の減額と、11節役務費、22節償還金利子及び割引料として国・県補助等返納金の増額でございます。

続きまして、説明欄2、障害者自立支援給付等事業について1億1,024万1,000円の補正増をお願いするものです。給付見込額の増により、19節扶助費、自立支援給付費、障害児施設給付費の増額でございます。

続きまして、一番下から38ページにわたります説明欄3、障害者福祉事業について38万円の補正減をお願いするものです。19節扶助費、軽度・中程度難聴児補聴器購入支援事業費、特定疾病療養者見舞金の執

行見込額の変更により減額するものでございます。

続きまして、説明欄4、障害者地域生活支援事業について224万3,000円の補正減をお願いするものです。主な減額の理由は、パラスポーツレクリエーション教室事業確定に伴う7節報償費、11節役務費、12節委託料、重度身体障害者訪問入浴サービス事業執行見込額の減少に伴う19節扶助費の減額でございます。

続きまして、説明欄5、特別障害者手当支給事業について91万5,000円の補正減をお願いするものです。現額の理由は、19節扶助費、特別障害者手当等の支給見込額の減少に伴う減額でございます。

続きまして、その下になります。説明欄6、在宅心身障害児福祉手当支給事業について39万円の補正減をお願いするものです。支給見込額の減少に伴う減額でございます。

続きまして、その下になります。説明欄8、障害支援区分認定等事務費について3万円の補正減をお願いするものでございます。障害者介護認定審査会委員の審査会欠席に伴う1節報酬の減額でございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、4目国民年金事務費の説明欄2、国民年金事務費につきまして、県都市国民年金協議会負担金が徴収を要しないこととなりましたため、1万円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、39ページをご覧ください。

5目後期高齢者医療費の説明欄2、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的支援事業につきまして4万6,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、燃料費、通信運搬費について、執行見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、説明欄の3、後期高齢者健康診査事業につきまして150万4,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、後期高齢者健康診査委託料及び健診等助成費について、健康診査及び人間ドックの受診者が増加したためそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、説明欄の4、後期高齢者医療制度経費につきまして244万6,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、40ページをご覧ください。

後期高齢者医療広域連合負担金の確定により362万9,000円の減額、後期高齢者医療保険特別会計繰出金について、職員給与費の執行見込みにより23万2,000円の減額、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金の確定により141万5,000円増額するものでございます。

続きまして、6目医療福祉費の説明欄1、医療福祉事務費につきましては、財源内訳補正として県補助金の医療福祉費事務費補助金を84万2,000円減額し、一般財源を増額するものでございます。

続きまして、説明欄の2、医療福祉扶助事業（県補助）につきましては、財源内訳補正として県補助金の医療福祉費医療費補助金を2,262万4,000円減額し、諸収入の医療福祉費返納金を5万4,000円、一般財源を2,257万円それぞれ増額するものでございます。

続きまして、説明欄の3、小児医療福祉扶助事業（市単独）につきまして900万円の補正増をお願いす

るものでございます。内容でございますが、外来・入院自己負担金及び特定小児医療福祉費について、医療費の増加見込みにより増額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） 続きまして、41ページをご覧ください。

説明欄3、児童福祉事務費22万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、高等職業訓練促進費等扶助費につきまして、事業対象者3名の支出額が確定したことによる193万5,000円の減額補正、それから、国・県補助等返納金につきまして171万4,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、令和6年度高等職業訓練促進費及び児童手当制度改正実施円滑化事業返還金でございます。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 続きまして、こども家庭センター所管になります。

説明欄5、家庭児童相談事業、1報酬、要保護児童対策地域協議会委員報酬5,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、要保護児童対策地域協議会報酬の実績確定によるものです。次に、扶助費でございますが、977万9,000円の減額補正をお願いするものです。内容でございますが、施設利用扶助費180万円、母子生活支援施設利用扶助費797万9,000円の執行見込みによる減額をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井正樹君） 続きまして、その下、説明欄6、子ども・子育て会議事業、8万円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、会議欠席の支出分でございます。

続きまして、その下、説明欄7、子育て応援事業749万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、出産祝金の支出見込額が確定したことによります400万円の減額補正、それから、子育てガイドブック作成業務委託料でございますが、115万5,000円の減額をお願いするものでございます。内容につきましては、当初委託予定であった内容に相違がありまして、職員の作業で済んだものでございます。

続きまして、その下、出産子育て情報アプリ改修業務委託料でございますが、24万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、アプリのバージョンアップをする予定でございましたが、令和8年4月より別会社の子育てアプリを導入することになったため減額をお願いするものでございます。

続きまして、42ページをご覧ください。

続いて、子育て世帯 支援助成金でございますが、210万円の減額補正をお願いするものでござい

す。内容につきましては、利用者数が想定より下回ったことでございます。

続きまして、説明欄9、物価高対応子育て応援手当支給事業、こちら1,455万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、事務人材派遣委託料71万6,000円の減額。内容につきましては、当初2名委託を予定しておりましたが、同じ給付金事業、県の給付金事業でも委託が1名できるということで、国給付金分を1名減にしたものとなります。

続きまして、その下、物価高対応子育て応援手当給付金でございますが、1,384万円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入にもございました、国の方針により令和7年度支給分を確定させ、その後の申請分を令和8年度当初予算に計上するものでございます。

続きまして、その下、説明欄10、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業費、役務費でございますが、9,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、国給付金の令和8年度当初予算計上に伴い郵便料、振込手数料を令和8年度当初予算に計上するものでございます。

続きまして、その下、低所得の子育て世帯応援特別給付金でございますが、190万円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、こちらも令和7年度支給分を確定させ、その後の申請分を令和8年度当初予算に計上するものでございます。

続きまして、その下、説明欄1、児童手当経費でございますが、2,736万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、支出見込額の減によるものでございます。

続きまして、その下、説明欄1、保育委託事業、民間保育所入所児童委託料でございますが、4,903万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、国が定める公定価格の増に伴う増額でございます。

続きまして、その下、説明欄2、民間保育所等補助事業、地域子育て支援拠点事業補助金でございますが、1,369万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、当初見込んでいた利用者数を下回ったものでございます。

続きまして、その下、一時預かり事業補助金でございますが、333万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、当初見込んでいた利用者数を下回ったものでございます。

続きまして、その下の病児病後児保育事業補助金でございますが、605万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、当初の利用者数を、想定を下回ったものでございます。

続きまして、その下、ICT化推進事業補助金でございますが、842万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、当初、導入予定であった施設の減によるものでございます。

続きまして、43ページをご覧ください。

同じく説明欄3、施設型給付費3,659万5,000円の増額補正でございます。内容につきましては、認定こども園、施設給付型でございますが、3,921万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、国が定める公定価格の改定に伴う増でございます。

続きまして、施設等利用給付費、保護者負担金でございますが、234万2,000円の減額補正をお願いする

ものでございます。内容につきましては、認可外保育施設及び一時預かり事業の利用見込者数の減によるものでございます。

続きまして、その下の新制度幼稚園施設等利用給付費保護者負担金でございますが、10万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、利用見込者数の減によるものでございます。

続きまして、その下、未移行幼稚園施設等利用給付費保護者負担金でございますが、17万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、想定利用者数が下回ったものでございます。

続きまして、説明欄4、放課後児童対策費、放課後児童健全育成事業実施委託料でございますが、167万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、人件費の増によるものでございます。

続きまして、その下、放課後児童対策事業補助金でございますが、1,242万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、物価高騰による補助単価の増によるものでございます。

続きまして、その下、民間放課後児童クラブ利用促進事業補助金でございますが、79万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、利用児童数の増加によるものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼光子君） 続きまして、生活保護費に移ります。

同ページ一番下から44ページになります。

説明欄2、生活保護事務費について1,088万円の補正増をお願いするものでございます。主な内容としたしましては、22節償還金利子及び割引料として令和6年度国庫負担金に係る交付額確定に伴う国・県補助金等返納金を増額するものでございます。

続きまして、44ページ、その下になります。

説明欄1、生活保護扶助事業については、財源内内訳補正として生活保護費返還金を704万4,000円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

社会福祉課所管分については以上となります。

○委員長（山崎晴生君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松与士宏君） 続きまして、健康増進課所管になります。

その下、2段目の欄、保健衛生総務費、説明欄2、保健衛生事務費負担金につきまして2万6,000円の補正増をお願いするものです。在宅当番医制運営費負担金及び連携中枢都市圏事業費負担金の令和7年度実績見込みによる増額補正となります。

その下、予防費、説明欄1、予防接種事業費、国・県補助金等返納金につきまして452万1,000円の補正増をお願いするものです。令和5年度繰越分の感染症予防事業、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実績精算による国庫負担金等の返納金となります。

以上となります。

○委員長（山崎晴生君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 45ページをお願いいたします。

3目市民健康管理費、説明欄1、母子保健事業につきましては、1,096万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、11役務費、通信運搬費2万5,000円、手数料17万1,000円、それぞれ執行見込みによる減額となります。次に、12委託料502万4,000円の減額補正をお願いするものです。内容でございますが、妊産婦乳幼児健診委託料495万6,000円、石岡市医師会乳幼児健診委託料17万8,000円の減額、産後ケア事業委託料につきましては11万円の増額をお願いするものです。続きまして、負担金、補助及び交付金につきましては574万5,000円の減額補正をお願いするものです。内容につきましては、不妊治療費補助金564万5,000円、不育症検査治療費補助金10万円、それぞれ執行見込みによる減額でございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松与士宏君） 続いて、健康増進課所管になります。

その下、説明欄2、成人保健事業につきまして133万5,000円の補正減をお願いするものです。内容ですが、委託料につきましては、胃がん検診のほか各種検診における実績増減に伴う減額補正となります。備品購入費につきましては、検診個人負担金徴収備品の購入残金の減額補正となります。

その下、説明欄3、健康づくり推進事業につきまして2万5,000円の補正減をお願いするものです。健康増進、食育推進計画策定等委員会における報酬支払対象委員の支払い実績に基づく減額補正となります。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） その下になります。説明欄5、出産子育て応援事業につきましては、813万6,000円の減額補正をお願いするものです。内容につきましては、妊産婦タクシー利用補助金21万円、出産子育て応援交付金810万円の減額、22償還金利息及び割引料、国・県補助等返納金につきましては、令和6年度出産子育て応援交付金国庫補助金返還金といたしまして17万4,000円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松与士宏君） 続いて、46ページをご覧ください。

健康増進課所管になります。

説明欄1、健康増進施設管理運営費につきまして732万8,000円の減額補正をお願いするものです。内容ですが、需用費、修繕料につきましては、四季健康館高齢者モデル浴室の雨漏り修繕料として22万8,000円の増額、並びに四季健康館給湯設備漏水修繕料として11万円の増額、並びに小川保健相談センター空調設備の故障に伴う修繕料として12万9,000円の増額、合わせて46万7,000円の増額補正をお願いするもので

す。工事請負費につきましては、小川保健相談センターへのこども家庭センターの設置による配置職員の増加等に対応するため、国補助金の次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、事務所拡張等の改修工事を計画し、当初予算におきまして小川保健相談センター改修工事費として779万5,000円を計上していましたが、本年度途中に社会福祉協議会より将来的に事務所を玉里、美野里の2拠点へ整備集約することを計画している旨の申出があり、その場合、社会福祉協議会が使用している小川保健相談センターの保健指導室が空室となり、保健指導室を事務所として使用することが出来るようになるため、改修工事を取りやめることとしました。それに伴い工事請負費の減額補正をお願いするものです。

健康増進課の所管は以上となります。

○委員長（山崎晴生君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、61ページに移ります。

ここからは、教育委員会所管となります。

説明欄3、庶務一般事務費は90万9,000円の減額ですが、健康診断委託料及び県職員給与費負担金の年度執行見込みに伴い、減額補正をお願いするものでございます。

その下、4、学務一般事務費42万円の減額ですが、中学校各種負担金の年度執行見込みに伴い、減額補正をお願いするものでございます。

62ページに移ります。

1、教育指導研究経費90万円の減額ですが、いじめ問題専門委員会の年度開催実績に基づき、委員報酬の余剰見込み額の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2、語学指導経費につきましては、財源内訳補正となり、本日、別の資料の歳出の増減を伴わない財源内訳補正にありますとおり、その他財源において企業版ふるさと応援に対する指定寄附金を650万円増額し、ふるさと応援基金繰入金を同額減額するものでございます。続きまして、3、学校支援対策事業50万1,000円の減額ですが、校務支援システム変更業務の見直しに伴う委託料の余剰見込額について減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、7、情報教育関係経費のうち通信運搬費312万5,000円の減額は、タブレット無線通信用ドングルの契約回線数削減による余剰額の減額補正、またパソコン保守管理委託料661万6,000円の減額とICTサポート及び学習ソフト使用料193万3,000円の減額は、年度の契約額確定に伴い減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、1、小学校運営経費767万9,000円の減額は、学校敷地内除草等委託料及び小学校パソコン使用料において、年度支出額確定に伴い減額補正をお願いするものでございます。

○委員長（山崎晴生君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） その下、説明欄2、小学校施設管理費6,352万円の減額補正をお願いするものです。

急傾斜地草刈委託料、実施設計委託料、校舎等解体工事、いずれも入札及び契約差金など執行見込みに

よる減額補正予算の計上となります。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 63ページに移ります。

3、保健衛生管理費32万7,000円の減額は、児童心電図委託料、就学时児童健康診断委託料の年度執行額確定に伴う減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、1、教育活動振興経費89万円の減額は、自然教室のバス借上料確定に伴い余剰額の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2、就学援助費126万7,000円の減額は、準要保護児童生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の年度執行見込みにより減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、1、中学校運営経費258万5,000円の減額は、学校敷地内除草委託料、また中学校パソコン使用料の年度支出額の確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） その下になります。

説明欄2、中学校施設管理費については、財源内訳補正として、特定財源、その他、公共施設整備基金300万及び森林環境譲与税基金繰入金57万2,000円の合計357万2,000円を減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、3、保健衛生管理費11万4,000円の減額は、生徒心電図委託料の年度執行額確定に伴う減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2、就学援助費280万7,000円の減額は、要保護児童生徒就学援助費、準要保護児童生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費の年度執行見込みに伴い減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2、幼稚園運営経費235万8,000円の減額ですが、元気っ子幼稚園の園バス運行経路を見直し、台数を1台削減したことに伴う燃料費及び運転業務委託料の余剰額について減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 島田生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田広幸君） 続きまして、65ページをご覧ください。

生涯学習課所管となります。

説明欄2、社会教育総務事務費5万5,000円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄 3、社会教育活動総合事業35万1,000円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

66ページをご覧ください。

続きまして、説明欄 4、青少年対策経費15万1,000円の減額補正、説明欄 5、二十歳のつどい事業費 7万3,000円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄 6、新入学児童用ランドセル購入事業201万6,000円の減額補正は、ランドセル購入費用が確定したため、補正減をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄 7、家庭教育推進事業につきましては、財源内訳補正として県支出金を 2 万円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

続きまして、説明欄 8、小川公民館周辺整備事業につきましては、9,709万6,000円の減額補正をするものです。交流施設建築工事等設計業務委託料1,621万円の減額、公民館等解体工事8,088万6,000円の減額、いずれも執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

続きまして、公民館費の説明欄 1、美野里地区公民館等事業費 1 万2,000円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄 2、美野里地区公民館等施設維持管理費につきましては、20万円の増額補正をお願いするものです。内容といたしましては、羽鳥ふれあいセンター及び農村環境改善センターの消防設備器具の不良の指摘に対する修繕として、需用費修繕料の増額補正となります。

続きまして、説明欄 3、玉里公民館事業費 7 万6,000円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

67ページをご覧ください。

続きまして、図書館資料館費の説明欄 2、図書館運営費 1 万2,000円の減額補正、説明欄 4、史料館運営費 2 万7,000円の減額補正、説明欄 5、文化財調査管理経費26万円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

続きまして、やすらぎの里運営費の説明欄 1、やすらぎの里運営費18万4,000円の減額補正は、執行見込みにより補正減をお願いするものでございます。

続きまして、生涯学習センター費の説明欄 1、生涯学習センター施設維持管理費につきましては、財源内訳補正として公共施設整備基金繰入金を6,300万円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 坂本文化芸術課長。

○文化芸術課長（坂本 剛君） それでは、68ページをご覧ください。

芸術文化振興事務費になります。

ページの中段、説明欄、芸術文化振興事務費、13使用料及び賃借料で50万円の減額は、システム借上料の額確定によるものです。

同じくその下、説明欄3、小川文化センター施設維持管理費につきましては、財源内訳補正となっております。これは、国県支出金及びその他財源の額確定に伴い、減額分を一般財源とするものです。

説明は以上です。

○委員長（山崎晴生君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川克己君） その下段になります。

説明欄2、保健体育事務費55万円の減額補正をお願いするものです。内容につきましては、スポーツ推進審議会委員報酬は実績見込みによる減額、保険料はイベント等の保険になりますが、年間一括契約からイベントごとの参加者数による契約としたことによる減額となります。

次に、説明欄3、体育振興活動経費358万9,000円の減額補正をお願いするものです。内容につきましては、スポーツ教室等講師謝金は実績見込みによる減額、体育行事表彰参加賞については、歳入でご説明したサイクルイベントの参加賞等の費用を委託業者が直接支払うこととしたため減額するものです。

次のページをお願いいたします。

説明欄、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金238万9,000円の減額につきましては、本年度の実証事業の実績見込みによるものです。

続きまして、説明欄1、小川運動公園施設維持管理費105万1,000円の増額補正をお願いするものです。内容につきましては、光熱水費90万円の増額は、電気使用料の実績見込みによるもので、小川運動公園管理委託料15万1,000円の増額は、最低賃金の改定により予算の不足が見込まれるため増額をお願いするものです。

次に、説明欄2、希望ヶ丘公園施設維持管理費42万3,000円の増額補正につきましては、小川運動公園と同じく光熱水費50万円の増額は、電気使用料の実績見込み、希望ヶ丘公園管理委託料12万1,000円の増額は、最低賃金の改定により予算の不足が見込まれるものです。遊具点検委託につきましては、事業費の確定によるものです。

続きまして、説明欄3、市内体育施設維持管理費156万1,000円の減額補正をお願いするものです。光熱水費30万円の減額は、電気使用料の実績見込み、遊具点検委託は事業費の確定によるものです。

敷地借上料109万4,000円の減額につきましては、堅倉運動広場と坂上地区ゲートボール場の借地を返還したことによる減額となります。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、70ページをご覧ください。

2、小美玉市共同調理場運営経費650万円の減額は、電気使用料において国の軽減措置が適用されたことに伴い、光熱水費の余剰額について減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 島田生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田広幸君） 続きまして、ページが飛びまして、72ページをご覧ください。

13款諸支出金、1項基金費、16目の説明欄1、図書館・図書資料等整備基金費490万円の増額補正につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とし、基金へ積立てを行うものでございます。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 坂本文化芸術課長。

○文化芸術課長（坂本 剛君） 同じく79ページの下段のほうになります。

1、文化施設等維持管理運営等事業基金費は、小川文化センター施設維持管理費に充てるため、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とした積立金で2,062万円を基金積立てとするものです。

説明は以上です。

○委員長（山崎晴生君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 続きまして、1、情報教育支援基金費につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とし、6,000万円を積み立てるものでございます。

議案第22号に関する説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山崎晴生君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） それでは、順を追って聞いてまいります。

まず、40ページをお願いします。

40ページの3款民生費の1項社会福祉費、6目医療福祉費、19節扶助費になります。

これ1番と2番が財源内訳補正になっています。特に今の医療福祉扶助事業、これ県補助の財源かと思うんですが、財源内訳補正で国県支出金2,262万4,000円を減額して、その他特財の諸収入5万4,000円と一財の2,257万円を増額ということなんですが、これは一言で言うと、県補助の内示割れという捉え方になるかどうか、もし違ければ、そこの理由をお知らせください。

○委員長（山崎晴生君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） ただいまの谷仲委員のご質問にお答えをいたします。

こちらの県補助金の減額につきましては、令和7年度の実績の概算に基づきまして積算をいたしました結果、減額となるものでございます。最終的には年度末に実績を改めて計算をいたしまして、差額の請求なりが発生するものと思われま。

以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） そうすると、国県支出金の部分を減額して、そこに一般財源を増額するという、その部分ですが。

○委員長（山崎晴生君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一般財源に充当する部分につきましては、まだ今後も支出が見込まれますので、まずその部分につきましては一般財源に充てさせていただきまして、実績報告でまた改めて精算をさせていただく形になります。以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 承知いたしました。ありがとうございます。

2番目でございますが、64ページをお願いいたします。

この64ページの10款教育費の4項幼稚園費、1目の幼稚園管理費の説明のところで、先ほど幼稚園運営経費の12委託料、幼稚園送迎バス運転業務委託の減額理由について、バスルートの見直しによる減額というところなんです、これルートの見直しによって、ルートが変わった中で、一番長く乗っている園児さんの時間がどれくらいというところは、大体把握されていますか。

○委員長（山崎晴生君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 今の委員のご質問にお答えいたします。

時間につきましては、申し訳ございませんが、今、手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきますと思います。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 要は、バスを減らしたことによって、例えば朝と園が終わってからの、ルートによって一番長く乗る園児さんがどれくらいかという、大体ある程度の許容の時間というのは、本当、小さい子ですから、そこら辺は管理していかないといけないのかなと。

これは、例えば私学と公立を比較するとかいうあれではなくて、逆にこういうのが公立の強みになるのかなと私は思いますんで、その時間ですね、小さい子が長い時間乗っているのも大変だと思うんで、そこら辺ちょっと確認をしていただいて、もしちょっと極端にこの時間で長いというのであれば、これはまた改善するとかという検討が必要になってくるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

これは要望として。

○委員長（山崎晴生君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 時間、今の関係なんですけれども、今回の園バスの台数の見直しによって、委託の時間が変わったということはありません。実際の変更につき、時間の詳細につきまして、後ほどお答えさせていただきます。

○委員長（山崎晴生君） では、ご報告よろしく願いいたします。

そのほかございますか。

ございませんか、大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第21号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） それでは、議案第22号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ582万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,111万7,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。

ページが飛びまして、6 ページをご覧ください。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税でございますが、合計で2,496万8,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容でございますが、1 節医療給付費分現年課税分から、3 節介護納付金分現年課税分まで、それぞれ調定見込みに合わせて補正するものでございます。

続きまして、3 款使用料及び手数料の説明欄、督促手数料でございますが、収入実績に伴いまして8万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、4 款国庫支出金の説明欄、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金でございますが、制度終了につき15万円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、5 款県支出金の説明欄、保険給付費等交付金普通交付金でございますが、高額療養費の給付が増額見込みとなることに伴いまして1,963万8,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、合計で5,760万1,000円の補正減をお願いするものでございます。

内容でございますが、先ほど一般会計の歳出でご説明申し上げました、国民健康保険特別会計繰出金の補正増と同額を計上するものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

2項基金繰入金の説明欄、支払準備基金繰入金でございますが、当会計の財源不足の補填のため2,649万6,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料の説明欄、一般被保険者保険税延滞金でございますが、収入実績に伴いまして800万円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金について31万2,000円の補正増、その下でございます、3目一般被保険者返納金について5万円の補正増、その下、5目雑収入について2万4,000円の補正増をお願いするものでございます。いずれも収入実績に伴いまして補正するものでございます。

歳入の説明につきましては以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費の説明欄1、一般管理事務に要する職員給与費でございますが、職員給与の改定及び執行見込みにより133万5,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、2項徴税費の説明欄1、賦課徴収事務に要する職員給与費でございますが、職員給与の改定及び執行見込みにより4万円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

説明欄の2、徴税一般事務費につきましては、財源内訳補正として、使用料及び手数料の督促手数料を8万5,000円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

続きまして、2款保険給付費、1項療養諸費の説明欄1、一般被保険者療養給付費につきましては、財源内訳補正として、諸収入の一般被保険者第三者納付金及び一般被保険者延納金、合わせて36万2,000円増額し、県補助金の保険給付費等交付金普通交付基金を同額減額するものでございます。

続きまして、2項高額療養費の説明欄1、一般被保険者高額療養費でございますが、国民健康保険加入者の高額療養費の給付の増加が見込まれるため、2,000万円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、4項出産育児諸費の説明欄1、出産育児一時金につきましては、財源内訳補正として、国庫補助金の健康保険組合等出産一時金臨時補助金を15万円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金の説明欄1、一般被保険者医療給付分でございますが、納付金の確定により941万8,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、5款保健事業費の説明欄1、特定健康診査等事業費に要する職員給与費でございますが、職員給与の改定及び執行見込みにより408万5,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

8款諸支出金の説明欄1、一般被保険者保険税還付金でございますが、国民健康保険税の還付金の増加が見込まれるため70万円の補正増をお願いするものでございます。

以上で、議案第22号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（山崎晴生君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手にてこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第22号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時半からとします。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

○委員長（山崎晴生君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、先ほど後刻報告する旨の申出がありました件について執行部の発言を許します。

吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田桂子君） 先ほど回答保留にさせていただきました園バスの乗車時間につきまして説明させていただきます。

一番長くバスに乗車している園児ですが、50分ということです。以前より乗車時間については1時間を

超えないようにということでコース設定しております、これは今年度も同様で、これからもそのようにする予定となっております。

以上です。

○委員長（山崎晴生君） 谷仲委員、大丈夫でしょうか。

〔「はい、どうもありがとうございました」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） それでは、続いて、議案第23号 令和7年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） それでは、議案第23号 令和7年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,718万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,083万7,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。

ページは飛びまして、6ページをご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料の説明欄、普通徴収保険料でございますが、調定見込みに合わせて4,585万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、2 款使用料及び手数料の説明欄、督促手数料でございますが、収入実績に伴いまして1,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、3 款繰入金、1 目の説明欄、事務費繰入金でございますが、職員給与の改定及び執行見込みにより23万2,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、その下でございます。2 目の説明欄、保険基盤安定繰入金でございますが、負担金の確定により141万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、5 款諸収入の説明欄、延滞金でございますが、収入実績に伴いまして14万1,000円の補正増をお願いするものでございます。

歳入の説明につきましては以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費の説明欄 1、一般管理事務に要する職員給与費でございますが、職員給与の改定及び執行見込みにより27万1,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、2 項徴収費の説明欄 1、徴税一般事務費でございますが、4 万円の補正増をお願いするも

のでございます。内容でございますが、手数料につきまして、保険料の口座振替件数の増加及びコンビニエンスストアでの納付の増加に伴いまして増額するものでございます。

続きまして、2款の説明欄1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、先ほど歳入のご説明をさせていただきました後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金を増額を受けまして、茨城県後期高齢者医療広域連合に拠出する負担金が増額となることから、4,741万1,000円の補正増をお願いするものでございます。

以上で、議案第23号 令和7年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（山崎晴生君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手にてこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第23号 令和7年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第26号 令和7年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田視一君） それでは、議案第26号 令和7年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,995万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億1,580万5,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出の総額から歳入歳出そ

れぞれ340万円を減額し、歳入歳出予算の総額を661万8,000円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

初めに、歳入でございますが、一番右の説明欄に沿ってご説明いたします。

まず一番上の1款保険料でございますが、特別徴収保険料及び普通徴収保険料ともに当初予算より収入額の増が見込まれるため、それぞれ5,624万2,000円と622万9,000円の増額補正をするものでございます。

その下の2款使用料及び手数料、説明欄、介護予防事業手数料につきましては10万3,000円の増額でございます。内容としましては、地域介護予防活動支援通所事業について、利用者数の増加に伴い手数料を増額補正するものでございます。

次に、その下の3款国庫支出金、説明欄、介護給付費負担金につきましては、保険給付費の歳出額の見込みにより1,197万円を減額補正するものでございます。

その下の枠になります調整交付金は、保険給付費の歳出額の見込により1,356万7,000円を減額補正するものでございます。

その下の地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業費の歳出額の見込により384万6,000円を増額するものでございます。

その下の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金につきましては、交付金額の確定により、それぞれ213万4,000円の減額と172万8,000円の増額の補正を行うものでございます。

その下の4款支払基金交付金で介護給付費交付金2,295万1,000円の減額、及びその下の地域支援事業交付金83万1,000円の減額につきましては、いずれも歳出額の見込により減額補正するものでございます。

次に、一番下になります5款県支出金のうち説明欄、介護給付費負担金は、保険給付費の歳出額の見込により2,412万5,000円の減額補正するものでございます。

次のページに移りまして、7ページをご覧ください。

一番上の地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業費の歳出見込額の増に伴い192万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、6款財産収入で、説明欄、介護給付費準備基金利子につきましては94万4,000円を増額するものでございます。こちらは介護給付費準備基金に係る利息分の収入となっております。

次に、7款繰入金のうち、説明欄、介護給付費繰入金327万9,000円の減と、その下の地域支援事業繰入金38万5,000円の減と、さらにその下の28万3,000円の減につきましては、歳出見込額の減に伴い、一般会計からの繰入れ分について、それぞれ減額補正するものでございます。

その下の低所得者保険料軽減繰入金は、国・県の交付額の確定に伴い127万6,000円を減額するものでございます。

その下の事務費繰入金につきましては、825万5,000円の減額でございます。内容は、職員給与費の増減によるもののほか、総務費の減によるものでございます。

その下になります、9款諸収入の第1号被保険者延滞金でございますが、介護保険料の滞納分について、

年度末における収入額見込により12万円を減額するものでございます。

次に、一番下の枠になります。こちらは雑入になりまして、返納金につきましては、高額介護サービス費の返還金によるもので、年度末における見込額により3,000円を増額するものでございます。

その下の通所型サービス個人負担金の33万8,000円の減額と、一つ飛びまして、一番下の配食サービス事業利用者負担金147万円の減額につきましては、いずれも実績に基づき補正するものでございます。

下から2番目の成年後見制度審判申立手数料返還金につきましては、実際に支払った手数料の返還実績に伴い5,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては以上になります。

次に、8ページをご覧ください。ここからは歳出予算についてご説明いたします。

なお、職員給与費に関する部分は説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、中段の説明欄2の一般管理費でございますが、363万4,000円の減額となります。

8の旅費につきましては、不用額として3万4,000円を減額するものでございます。

11の役務費でございますが、通信運搬費は郵便料について、その下の保険料は公用車の自賠償保険料について、不用額としてそれぞれ80万2,000円と1万3,000円を減額するものでございます。

12の委託料につきましては、令和7年度から8年度にかけて実施しております高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に係る委託料について、入札結果により本年度分の不用額として276万4,000円を減額するものでございます。

その下になります介護保険認定機器の使用料につきましては、不用額として1万7,000円を減額するものでございます。

一番下になります自動車重量税につきましては、不用額として2,000円を減額するものでございます。

次のページに移りまして、9ページをご覧ください。

一番上の説明欄1、賦課徴収費は10万9,000円の減額でございます。

通信運搬費につきましては10万8,000円の減額でございますが、内容としましては、郵便料について不用額を減額するものでございます。

その下の国保連合会特別徴収業務負担金につきましては、1,000円を減額するものでございます。内容としましては、保険料の特別徴収に係るデータの送受信の業務を国保連合会に委託しており、その負担金について不用額を減額するものでございます。

次に、その下になります介護認定審査会費は87万円の減額でございます。介護認定審査会委員に支払う報酬について、開催回数の調整や欠席者が生じたことより87万円を減額するものでございます。

一番下になります認定調査等費は78万9,000円の減額でございます。内容は、外部機関への認定調査委託料について不用額を減額するものでございます。

次のページに移りまして、10ページをご覧ください。

一番上になります。介護サービス経費は、地域密着型介護予防サービス給付費負担金について、給付費

の歳出見込により不用額として2,422万4,000円を減額するものでございます。

その下になります。介護予防サービス経費は、地域密着型介護予防サービス給付費負担金について、こちらと同様に給付費の歳出見込みにより、不用額として100万円を減額するものでございます。

一番下の市町村特別給付費につきましては、紙おむつ購入費を1か月あたり4,500円を限度に支給するものですが、こちらにつきましても利用者実績により、不用額として154万6,000円を減額するものでございます。

次のページに移りまして、11ページをご覧ください。

一番上の高額医療合算介護サービス費につきましては、支給実績により不用額として100万円を減額するものでございます。

次に、一番下の2介護予防生活支援サービス事業でございますが、240万7,000円の減額でございます。

11、役務費につきましては、公用車の自賠責保険料について、不用額として3,000円を減額するものでございます。

12、委託料につきましては、介護予防通所事業の利用者実績により、不用額として介護予防通所事業委託料を331万9,000円減額するものでございます。

次のページに移りまして、12ページをご覧ください。

一番上の第1号支給費でございますが、訪問介護と通所介護のサービス費の増加に伴い91万5,000円を増額するものでございます。

○委員長（山崎晴生君）酒井地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（酒井美智子君） その下、介護予防ケアマネジメント事業費でございます。説明欄1、介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、11節役務費、郵便料は、通知の手段にメール等を多用したことにより2万1,000円の減額、12節介護予防ケアマネジメント委託料でございますが、本年度支払い実績に基づく見込みによりまして140万円の減額、介護予防ケアマネジメント事業費として合計143万6,000円の減額でございます。

その下、3款2項、1目、包括的支援事業費、説明欄3、地域包括支援センター運営費は、それぞれ決算見込みによる減額で54万7,000円の補正減をお願いするものです。

その下、説明欄4、包括的支援事業運営費、社会保障充実分でございますが、7節地域支援事業関係講師謝金は、認知症初期集中サポート会議の開催数が少なかったこと及び地域支援事業関係事業を県事業と包括協定事業の活用による不用額でございます。

その下、小美玉市在宅医療介護連携推進会議謝金でございますが、当初15名で予定しておりましたが、当日の欠席及び県職員などによる受け取り辞退などによる不用額でございます。

その下、10節印刷製本費でございますが、こちら、在宅医療介護連携マップ印刷代を予定しておりましたが、マップはアプリで確認いただくことができるため、今年度、一覧表形式に変更するとともに、必要であればカラーコピーで対応することなどにしたため、不用額となりました。また、認知症パンフレット

を予定しておりましたが、配布先と数を令和8年度に見直すこととしたため、7年度では作成せずに、8年度で作成することになりましたので、印刷製本費、36万7,000円全額の補正減をお願いしたものでございます。そのほか、決算の見込みによる減額でございます。

○委員長（山崎晴生君） 島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田視一君） 続きまして、14ページ上段になりまして、任意事業でございますが、国補助金の保険者機能強化推進交付金の交付決定により、財源内訳補正として特定財源を76万円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

その下の一般介護予防事業運営費につきましては、公用車の自賠責保険料の不用額として2,000円を減額するものでございます。

次に、一番下になります保健福祉事業につきましては、高齢者の安否確認を主たる目的として行っております弁当の配達について、利用実績に基づき、配食サービスの業務委託料335万2,000円を不用額として減額するものでございます。

次のページに移りまして、15ページをご覧ください。

基金積立金でございますが、介護保険特別会計の歳入歳出間の調整を行い、2,419万9,000円を増額するものでございます。

介護保険事業勘定に関する説明は以上でございます。

○委員長（山崎晴生君） 酒井地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（酒井美智子君） ページ飛びまして、介護サービス事業勘定で、資料は21ページからでございます。

22ページ、23ページで、介護サービス事業勘定の歳入歳出の340万円の補正減です。

26ページ、歳入、1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入、説明欄、介護予防サービス計画費収入でございますが、包括支援センターが二つになりエリアを分けたことによる歳入見込み減で、27ページにあります歳出と併せまして、歳入歳出同額の340万円の補正減をお願いするものでございます。

介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（山崎晴生君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第26号 令和7年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、5番、その他に移ります。

皆さんから何かございますか。

石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） それでは、ただいまのお時間をいただきまして、18日の全員協議会において上程を予定しております小美玉市国民健康保険税条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

本来であれば当議案は文教福祉常任委員会に付託されるべき案件でございますが、国からの条例改正の例に関する資料の到達が遅延しました関係で、議案の提出を市議会の開会に間に合わせる事ができませんでした。つきましては、市議会最終日の全員協議会において当議案を提案させていただきたいと存じますが、その前に文教福祉常任委員会の委員の皆様にご説明をさせていただきたく、本日お時間を頂戴しました次第でございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

このたびの小美玉市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴いまして所用の改正を行うものでございます。

1の制度の概要でございますが、子ども・子育て支援納付金制度は、国の子育て政策であります「こども未来戦略・加速化プラン」のうち、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料の免除の以上六つの事業に要する費用に充当するために創設されるものでございます。

国民健康保険を運営する市は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分と併せまして、子ども・子育て支援金分を国民健康保険税として被保険者から徴収させていただき、お預かりしました支援金を子ども・子育て支援納付金として国に拠出するものでございます。

続きまして、2の国民健康保険税条例の一部改正の概要についてご説明させていただきます。

まず、①としまして、子ども・子育て支援納付金を国民健康保険税の一区分として課税する旨を新たに規定するものでございます。

次に、②としまして、子ども・子育て支援金につきましては、国民健康保険税の他の区分と同様に、一

定所得以下の被保険者に対する均等割の軽減及び出産被保険者に対する産前産後期間相当分の軽減を規定するものでございます。

次に、③としまして、子ども・子育て支援金分につきまして、18歳未満の被保険者に対しては均等割の全額を減額し、その減額した部分については、18歳以上の被保険者に分担していただく形で課税する旨を新たに規定するものでございます。

続きまして、3の令和8年度からの国民健康保険税の構成でございますが、既存の医療分、後期高齢者支援金分、介護分の三つの区分に加えまして、新たに子ども・子育て支援金分が設定されます。

税率でございますが、所得割率が0.27%、均等割額が18歳以上均等割額を含めまして、被保険者一人当たり1,900円の設定となります。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

4の子ども・子育て支援金の見込額でございますが、三つのモデルケースを用意しまして、子ども・子育て支援金の年間課税額を試算いたしました。

ケース1は、均等割7割軽減の対象となる所得の単身世帯の場合です。

次に、ケース2は、均等割5割軽減の対象となる所得の2人世帯の場合です。

次に、ケース3は、均等割軽減の対象とならない所得の18歳未満被保険者2人を含む4人世帯の場合です。

以上、ご参考としていただければ幸いです。

資料の3ページ以降につきましては、小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議案でございます。こちらにつきましては、18日の全員協議会におきまして、議案番号を付した上で改めてご説明させていただきます。

以上で、子ども・子育て支援納付金制度の創設に係る国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（山崎晴生君） ご説明終わりました。

その他、皆さんからございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（山崎晴生君） 以上で、当委員会に付託されました執行部から提案された議案の審査については終了いたしました。

ここで、文教福祉常任委員会のほう、今回、委員会の打上げのほうは、最終日が近くて、打上げとか連投になってしまうところで、職員の皆さん、業務を優先していただきたいということで今回は打上げをしないんですが、冒頭お話したように、定年のほうを迎えられる長沼社会福祉課長、そして酒井地域包括支援センター長におかれましては、大変お疲れさまでございました。ここで、最後、皆さんで花束とかというところで締めたいところでしたが、ちょっと打上げのほうは今回しないということで、今後もご活躍のほう期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、副委員長のほうお願いいたします。



◎閉会の宣告

○副委員長（宮内勇二君） それでは、以上で文教福祉常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時57分 閉会